

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

情報防災課

1 改正理由

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されます。

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第22号）において、上記法改正に伴う関係条文の整備が必要であることから、一部改正を行うものです。

2 改正内容

法別表第2が廃止されることに伴う文言の整理、用語の定義の追加、その他法引用条項を改めます。

3 施行期日

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行します。

七飯町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第10号に基づき特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第11号に基づき特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5)特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6)利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>
<p>第3条（略）</p> <p>(個人番号の利用事務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p>	<p>第3条（略）</p> <p>(個人番号の利用事務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p>
<p>2（略）</p> <p>3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受け</p>	<p>2（略）</p> <p>3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。</p>

改正前	改正後
<p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる特定同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第3欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>